

平成27年第2回筑紫野市議会臨時会（5月） 提出議案について

平成27年第2回筑紫野市議会臨時会（会期：5月25日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

報告第1号	専決処分の承認について(筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
<p>報告第1号から報告第3号までの3件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に成立したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき、ここにご報告し承認を求めます。</p> <p>主な内容は、軽自動車税のグリーン化特例の新設、個人市県民税の住宅ローン減税の対象期間延長、ふるさと納税における特別控除額の拡充、固定資産税の特例措置の新設です。</p>	
報告第2号	専決処分の承認について(筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
主な内容は、条項の変更及び特例措置の期間延長です	
報告第3号	専決処分の承認について(筑紫野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について)
<p>主な内容は、国民健康保険税の課税限度額を見直し、基礎課税額の限度額を52万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円に、それぞれ1万円引き上げるとともに、介護納付金課税額の限度額を16万円に2万円引き上げるものです。</p> <p>また、軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数に乗ずる金額を26万円に、2割軽減の対象となる世帯については47万円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。</p>	
報告第4号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、ここにご報告し、承認を求めます。</p> <p>本件は、平成26年12月28日、筑紫野市大字立明寺において発生した公用車の事故に</p>	

より、路上の標識を破損させたものです。この事故に伴います損害賠償額について、4万3千500円で示談協議が整いましたので、平成27年4月28日付けで、専決処分を行ったところです。

報告第5号 平成26年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

「地域公共交通網形成計画策定事業」から「コミュニティ消防センター建築事業」までの全部で20件の事業であります。本件は、地方自治法第213条の規定により、平成26年度中に事業が終了しないものにつきまして、議会の承認を受け、繰越明許費により平成27年度へ予算を繰り越しておりますので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、ここにご報告を申し上げます。

報告第6号 平成26年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

「財産管理費」の繰越しを行うもので、本件は、地方自治法第213条の規定により、平成26年度中に事業が終了しないものにつきまして、議会の承認を受け、繰越明許費により平成27年度へ予算を繰り越しておりますので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、ここにご報告を申し上げます。

報告第7号 平成26年度筑紫野市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本件は、平成26年度筑紫野市水道事業会計予算に定めていた建設改良費の工事請負費のうち、筑紫駅西口 配水管 布設工事については、区画整理課が施工する道路築造工事の進捗が遅れたため、工期を延長する必要性が生じたこと、下見配水管 布設替工事3工区については、当初は1工区から3工区までを、同時に施工する計画であったものが、地元との協議の結果、1工区と2工区の工事完了後に、着手することとなり、工期を延長する必要性が生じたため、それぞれの工事請負費を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成27年度に繰り越しておりますので、同条第3項の規定に基づき議会にご報告申し上げます。

報告第8号 平成26年度筑紫野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本件は、平成26年度筑紫野市下水道事業会計予算に定めていた建設改良費の工事請負費のうち、藪ノ元雨水幹線2工区築造工事については、建設課施工の次田大門線道路工事との

工程調整により、工事着手が遅れたこと、汐井川雨水枝線3工区築造工事については、区画整理課の事業進捗及び文化財調査の遅れにより、工事着手ができなかったため、それぞれの工事請負費を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成27年度に繰り越しておりますので、同条第3項の規定に基づき議会にご報告申し上げます。